

尾張旭市監査公表第15号

平成28年11月1日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

健康福祉部長寿課

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| 1 行政財産目的外使用料の徴収事務において調定が行われていない。当該使用料は、尾張旭市会計規則第4条により事前の調定の決議が必要がある。 | 1 平成29年度より、尾張旭市会計規則第4条に基づき事前の調定の決議を行うよう事務を改めました。 |
| 2 紙おむつ給付事業事務委託契約において、支出負担行為が行われていない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要がある。 | 2 平成29年度より、尾張旭市会計規則第35条に基づき支出負担行為の決議を行うよう事務を改めました。 |
| 3 多世代交流館トイレ清掃業務委託に係る予定価格書及び見積書において、消費税の取扱いが一致してない。価格の比較に支障を及ぼすことが懸念されるので、見積書と比較できる予定価格書を作成する必要がある。 | 3 平成29年度より、予定価格書及び見積書において、消費税の取扱いが一致するよう事務手続を改めました。 |